

人権の尊重と心身の健康支援

(1) みえ政策評価システムによる評価

みえ政策評価システム

(11307 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援 - 1)

2002(平成 14)年度 実績 基本事業目的評価表

基本事業名 11307 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

評価者 健康福祉部こども家庭チーム マネージャー 上谷幸人
059-224-2271 kamity00@pref.mie.jp

評価年月日 03/05/30 16:53:07

政策・事業体系上の位置づけ

政策：人権の尊重
施策：113 男女共同参画社会の実現
施策の数値目標：男女共同参画意識普及度

基本事業の目的

【誰、何が(対象)】

配偶者等からの暴力を受けている被害者が

【抱えている課題やニーズ】

被害についての相談、身の安全の確保や自立支援を求めている。

という状態を

【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】

相談や支援を受けることができる。

という状態にします。

【その結果、どのような成果を実現したいのか(結果=施策の目的(2010年度のめざす姿))】

個人の生き方、価値観が尊重されるなど男女平等についての意識改革が進み、実質的な男女平等社会が実現しています。男女共にあらゆる分野に参画する機会が確保され、家庭、地域、職場等において男女共同参画が実現しています。また、男女共に多様な選択を可能とするための条件整備が整っています。

基本事業に関する各種データ

| 2002年度 基本事業に関する実績データ一覧 | |
|------------------------|-------------|
| 基本事業の数値目標達成状況 | 必要概算コスト対前年度 |
| 達成 | 増加 |

基本事業の数値目標、コスト、基本事業マネジメント参考指標と実績値

2 基本施策に対する評価
人権の尊重と心身の健康支援

みえ政策評価システム

(11307 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援 - 2)

| | | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|---|----|---------|---------|---------|----------|
| 地域配偶者等暴力防止会議設置数(件) [目標指標] | 目標 | | 3 | 6 | 9 |
| | 実績 | - | 6 | | |
| 必要概算コスト(千円) | | 153,702 | 182,654 | 129,210 | 0 |
| 予算額等(千円) | | 107,443 | 124,785 | 122,812 | |
| 概算人件費(千円) | | 46,259 | 57,869 | 6,398 | 0 |
| 所要時間(時間) | | 10,988 | 13,458 | 1,488 | |
| 人件費単価(千円/時間) | | 4.21 | 4.30 | 4.30 | 4.21 |
| 必要概算コスト対前年度(千円) | | | 28,952 | -53,444 | -129,210 |
| DVに対応する専門職員の数(人) [マネジメント参考指標] | 目標 | | 17 | 19 | |
| | 実績 | 11 | 17 | | |
| 配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数(回) [マネジメント参考指標] | 目標 | | 3 | 7 | |
| | 実績 | 1 | 4 | | |
| [マネジメント参考指標] | | | | | |

数値目標に関する説明・留意事項

生活創造圏における「地域配偶者暴力防止会議」の設置数です。

2002年度マネジメント参考指標

| | 種類 | マネジメント参考指標 | 数値目標の困難度 | 達成度 / 5点 |
|---|-----|----------------------|-----------|----------|
| 1 | 事業量 | DVに対応する専門職員の数 | 挑戦的な目標 | 3 |
| 2 | 協働度 | 配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数 | 十分達成可能な目標 | 3 |
| 3 | | | | |

みえ政策評価システム

(11307 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援 - 3)

| | | | |
|---|--|--|--|
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |

マネジメント参考指標に関する説明・留意事項

1の指標は、県・市町村・団体等に配属されている「DVに対応する相談員」のことで

基本事業の評価

2002年度を振り返っての評価

【これまでの取組と成果、成果を得られた要因と考えられること】

2002年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターと位置付け、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談・支援を行ってきました。また、啓発チラシ等を三重県医師会の協力を得て医師へ配布するとともに、配偶者からの暴力の防止等に関する機関が情報や意見の交換を行う「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、連携をはかりながら被害者の保護や支援を行いました。地域DV防止会議を6ヵ所設置し、周知・啓発と地域での取組を検討しました。

【前年度に残った課題、その要因と考えられること】

通報制度や配偶者暴力相談支援センターにおける支援制度を周知し、相談や被害者保護を適正に実施するとともに、DV被害そのものを防止するため、性に基づく差別や暴力のない社会の実現に向け、教育・啓発が必要です。

総合行政の視点からの評価

DV防止法の周知と取組み強化のため、生活部、警察、市町村等と連携しシンポジウムを開催しました。

平成14年11月12日(フレンテみえ) 同12月14日(上野庁舎) 同15年1月25日(松阪産業振興センター)

基本事業の展開

| | | |
|--------------------------|--|------|
| 2003年度 施策から見たこの基本事業の取組方向 | | |
| 注力 | 総括マネージャーの方針・指示 | 改革方向 |
| | 関係機関の連携により、相談、保護、自立支援等を実施するとともに、啓発等により暴力等の防止に努めること | 改善する |

<参考>注力：取組への思い入れや経営資源投入など施策の中での力の入れ具合

- = 相対的に力を入れて取り組んでいく
- = 従来どおりの力の入れ具合で取り組んでいく
- = 相対的に力の入れ具合を抑えていく

評価結果を踏まえた2003年度の取組方向

県女性相談所、男女共同参画センター、県警察本部、福祉事務所等が連携を図り相談業務を充実するとともに、DV防止法の周知に努めます。また、DV被害そのものを防止するため、性に基づく差別や暴力のない社会の実

2 基本施策に対する評価
V 人権の尊重と心身の健康支援

みえ政策評価システム

(11307 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援 - 4)

現にむけ、関係機関等と連携を深め啓発に努めていきます。

| 2003 年度 基本事業マネジメント参考指標と目標値・困難度 | | | | |
|--------------------------------|-----|----------------------|-----|-----------|
| | 種類 | 指標名 | 目標値 | 目標値の困難度 |
| 1 | 事業量 | DVに対応する専門職員の数 | 19人 | 挑戦的な目標 |
| 2 | 協働度 | 配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催回数 | 7回 | 十分達成可能な目標 |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |

2003 年度 マネジメント参考指標に関する説明・留意事項

| 参考 2002 年度構成した事務事業の一覧 | | | | | (予算額等：千円、所要時間：時間) | | | |
|------------------------|---|-------|-------|------|---|------|------|--------|
| 事務事業 | 予算額等 | 対前年 | 所要時間 | 対前年 | 注力 | 改革方向 | 貢献度合 | 効果発現時期 |
| | 事業概要 | | | | マネージャーの方針・指示 | | | |
| A 婦人相談員設置事業費 | 9,174 | -89 | 2,374 | 217 | → | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | ドメスティック・バイオレンスの他、女性に関するあらゆる相談に応じる婦人相談員を配置することで、女性の不安や悩みを軽減していく。 | | | | DV防止法によって正式にDV相談に対応していく役割が付加されたこともあり、取組を強化していく。 | | | |
| B (対象外)婦人保護施設収容措置費 | 87,516 | 5,318 | 1,014 | -254 | → | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | ドメスティック・バイオレンスの被害女性や保護更正を要する女性が婦人保護施設へ入所し、自立するための支援を行う。 | | | | 現状のまま取り組むこと。 | | | |
| C 一時保護入所費 | 10,248 | -389 | 2,184 | 6 | → | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | ドメスティック・バイオレンスの被害者等宿所のない女性を一時的に保護し身の安全をはかるとともに、自立のための支援等を行う。 | | | | DV被害女性の保護に関する需要が増大しているため、強化して取り組んでいく。 | | | |
| D 女性相談所事務費 | 4,404 | 45 | 4,180 | -27 | → | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | 女性に関するあらゆる相談に応じていくため、女性相談所において相談に応じる。また、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしていく。 | | | | 女性相談所がDV防止センターとしての機能を果たしていくことがDV防止法に規定されたこともあり、強化して取り組んでいく。 | | | |
| E 女性相談所相談機能強化事業費 | 900 | -86 | 551 | -627 | → | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | 結婚や離婚、ドメスティック・バイオレンスに関する相談等、法律の専門性を要する事例において弁護士の相談を実施する。 | | | | 現状のまま取り組むこと。 | | | |
| F ドメスティック・バイオレンス防止対策事業 | 11,824 | - | 2,233 | - | ↑ | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | 配偶者からの暴力を防止し被害者を保護し、自立を支援していくため、関係機関による連携強化、周知・啓発等を行う。 | | | | DV被害者の保護や相談、自立支援等を適正に実施していくため、取組を強化していくこと。 | | | |
| G DV防止法普及啓 | 719 | - | 922 | - | ↑ | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |

みえ政策評価システム

(11307 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援 - 5)

| | | | | | | | |
|-------------------------|--|---------|-------|-----|---|-----|-----|
| 発事業 | DV防止法が平成13年10月に施行された。 配偶者からの暴力は人権侵害であるという意識の普及、被害者等に対してDV防止法についての相談機関の連絡先等の情報提供が必要であることから、シンポジウムを開催するほかポスター等を作成する。 | | | | DV被害そのものを防止するため、教育・啓発に取り組んでいくこと。 | | |
| H 健やか親子支援事業(再掲) | 6,379 | 3,059 | 6,850 | 822 | 現状維持 | 直接的 | 長期的 |
| | 「健やか親子21」の課題である 妊娠出産の安全性と快適さの確保や不妊への支援等 子どものこころとからだの健やかな発達 安心できる小児保健医療体制の整備 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進等の諸問題について協議し、県民運動として取り組む。 | | | | 三重県版健やか親子の計画および実践に向けて、充実強化をはかること。 | | |
| I 周産期医療システム構築事業(再掲) | 3,606 | -87,745 | 1,486 | 46 | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | 地域において妊娠、出産から乳幼児にいたる、高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備をはかり、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを推進する。 | | | | 医療情報システム稼働により、周産期医療の一層の充実強化をはかること。 | | |
| J 不妊専門相談センター構築事業(再掲) | 465 | - | 200 | - | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | 不妊に関する悩み等に対応するため、検査や治療、医療機関の情報提供やカウンセリング等を行うための相談窓口の設置に向けて取り組む。 | | | | 不妊に関する悩み等に対応するため、検査や治療、医療機関の情報提供やカウンセリング等を行うための相談窓口の設置に向けて取り組む。 | | |
| K ひとり親家庭等相談事業委託料(再掲) | 1,115 | -357 | 60 | -50 | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | 三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、ひとり親家庭および寡婦の抱える問題解決のための特別相談および法律問題に関する研修会を実施する。 | | | | 特に父子家庭へのPRに努めながら実施する。 | | |
| L ひとり親家庭等介護人派遣事業委託料(再掲) | 416 | -860 | 100 | -50 | 現状維持 | 直接的 | 即効性 |
| | ひとり親家庭および寡婦に対する介護人の派遣を三重県母子寡婦福祉連合会に委託して行う。 | | | | 介護人および派遣世帯の登録数の増加をはかりながら実施する。 | | |